

令和2年皆野町農業委員会第6回定例総会議事録

1. 開催期日 令和2年6月24日(水)
2. 開催場所 皆野町文化会館 3階 A会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	欠席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について  
1件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見について  
1件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について  
2件
- 議案第4号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について  
2件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長  
あいさつ

皆さんこんにちは。いつもと会場が違いますが、やることはいつもどおりです。

大分梅雨らしい天気になりまして、ときどき晴れ間が欲しいところ  
です。去年の7月みたいな天気にはならないことを祈ります。また、  
太陽がほとんどないような大変な1ヶ月にならないように欲しいで  
す。

今日は議事の数が多いですが、いつもどおりスムーズに進むように  
ご協力をお願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思いま  
す。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願い  
いたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年皆野町農業委員会  
第6回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を  
進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、11番、門平喜良委員、1名で  
ございます。

次に議事録署名人に、

皆野区域担当、田島武正委員

国神区域担当、土屋貞夫委員をご指名いたしたいと思いますが、こ  
れにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

皆野区域担当、田島武正委員

国神区域担当、土屋貞夫委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を議  
題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長	農地利用最適化推進委員として、金沢区域担当の、田中輝雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。
金沢区域担当 田中委員	説明いたします。先週15日に四方田委員と事務局と3人で確認いたしました。 場所は〇〇〇から〇〇方面に〇〇を約2km行かないところに、〇〇〇〇という〇〇〇の〇〇〇があります。譲受人の住宅はその道路の向かいになりまして、住宅の隣のところが申請地になります。 確認したところ適当と判断しました。よろしく願いいたします。
浅見会長	農業委員として、地区担当の9番、四方田順造委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
9番 四方田委員	ただいま田中委員の説明のとおりで付け加えることはありません。 よろしく願いします。
浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	質疑がございませんので、これより採択いたします。 本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。 本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を議題といたします。 番号1について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)

浅見会長	農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に 対象農地の状況について説明を求めます。
皆野区域担当 田島委員	15日に事務局と門平委員と私3人で現地確認に行つて参りました ので説明いたします。 案内図をご覧ください。〇〇〇の前の信号から〇〇に向かつて行きます と、右上に〇〇〇がありますが、〇〇〇の〇〇側の出口から50m ほど行つた先が申請地になります。 現況写真をご覧ください。このように道路の法面に沿つて下つて行く 道になります。進入路としての申請で問題ないと思います。 よろしくご審議の程お願いいたします。
浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする 委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よつて、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに 決定いたしました。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について2件を議 題といたします。 番号1について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に 対象農地の状況について説明を求めます。
皆野区域担当 田島委員	先ほどの申請地の場所と同じ箇所ですので説明を省かせていただき ます。 案内図をご覧ください。先ほどの申請地より50m下つて行つた母

屋の裏側になります。北側です。

周辺の農地に影響を与える場所でもございませんし、家族間で話し合いが来ていますので特に問題ないと思います。

よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見課長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

番号2について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当  
土屋委員

説明いたします。16日に小池委員、事務局と現地を見てきました。場所ですが、〇〇〇から〇〇の方に行って直ぐに〇〇〇がございます。そこから200mくらいの所に〇〇の信号がありまして、そちらを左に〇〇方面に20mくらい行って直ぐのところを右に上がっていく道があります。そこを300mくらい行ったところになります。譲受人は住宅設備関係をやっております、現在別の場所にも資材置場をもってありますが、近い場所で欲しいとのことです。

この農地は更地の状態になっておりまして、駐車場の様になってしまっております。

隣は梅林になっておりますが、資材置場にしても迷惑のかかることは無いと思います。

よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長	農業委員として、地区担当の5番、小池幹夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
5番 小池委員	土屋委員の説明のとおりで、近隣の農地に与える影響も無いと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。
浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。 議案第4号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について2件を議題といたします。 番号1について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。 議案書と判断資料として配布された資料No.1を参考に、農地利用最適化推進委員、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。
国神区域担当 土屋委員	説明いたします。同じく16日に浅見委員、事務局と現地を見て参りました。 こちらは最近何件か審議いただきました、〇〇の〇〇〇の近くになります。 地図を見ていただいて〇〇〇から〇〇〇の方に進んで行くと〇〇の

信号がありまして、そこから峠の方を〇〇方面に200mくらい進んで行くと〇〇〇、〇〇〇があります。先月、先々月と住宅の申請があったところの直ぐ側になります。住宅も1軒は建ち始めておりました。その一角、1番西側の沢沿いで写真のとおり、斜面、断崖になっておりました。最近竹が伐採されたようですが、写真にもあるとおり既に新しい竹が生えだしておりまして、畑としては使えないと思います。

よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、私も農地の状況確認に同行して参りましたが、土屋委員からの説明のとおりで補足することはありませんのでよろしくお願いいたします。

これより本件に対する質疑を行います。

1番  
横田委員

ここは農振地域ですが、転用ではないですが除外の作業は必要ないのですか。

事務局

農振除外の手続きに関して説明いたしますと、農地法の農地でないと農業委員会で認めたものについては、この判断に基づきまして町側で除外の手続きを行います。

以前は、植林目的で除外をしてもらってから今回のような申出になっていました。しかし、現状がこのような状態ですので、農業委員会において農地ではないと判断されたものは、町側において除外の手続きを行います。

1番  
横田委員  
浅見会長

はい、わかりました。

他に質疑はありますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、ただいま説明いただきました土地について、採決をいたします。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定いたしました。</p> <p>番号2について審議いたします。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	<p>申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。</p> <p>議案書と判断資料として配布された資料No.2を参考に、農地利用最適化推進委員、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p>
国神区域担当 土屋委員	<p>説明いたします。同じく16日に浅見委員、事務局と現地を見て参りました。</p> <p>案内図を見ていただきまして。〇〇〇を渡って〇〇側の直ぐ30mくらいのところに〇〇〇側に下りていく道で〇〇〇の生徒の通学路にもなっている場所の〇〇〇の手前になります。</p> <p>写真に写っている私の後ろにあるネット奥の斜面になります。ご覧のとおり大きな木が生えており、山林になっています。</p> <p>よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	<p>農業委員として、私も農地の状況確認に同行して参りましたが、土屋委員からの説明のとおりで補足することはありませんのでよろしくお願いいたします。</p> <p>これより本件に対する質疑を行います。</p>
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	<p>質疑がございませんので、ただいま説明いただきました土地について、採決をいたします。</p> <p>〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。



よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定いたしました。

なお、議案第4号の2件については、非農地と判断した申出者に「非農地通知書」を、関係機関に一覧表を送付することになります。

以上ですべて終了となります。ありがとうございました。